

事業主
の皆さん

12月 以降の届出は 住民票上の住所 の記載が必要です

令和5年12月から省令改正および事務連絡

12月以降、省令改正により健保組合では住所の管理が必要になりました。そのため、新規取得者の「資格取得届」「被扶養者異動届」には『住民票上の住所』をご記載ください

- ☑『住民票上の住所』は、オンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です
- ☑「居所住所」は、健保組合から加入者へ郵送物を送付する場合に必要です

12月以降、加入者の住所(住民票上の住所)について変更があった際は、「住民票住所変更届」で届け出てください。



各種届書の様式変更により記載方法がかわります

例 資格取得届

□ 電子媒体 4.5.2 資格取得届・70歳以上被用者該当届データレコード(健康保険組合提出)

項番29~32の【親番号(郵便番号)】、【子番号(郵便番号)】、【被保険者住所(カナ)】、【被保険者住所(漢字)】については『住民票上の住所』を入力します。

なお、居所に関しては項番36「健保固有項目」に郵便番号・居所住所を入力してください。

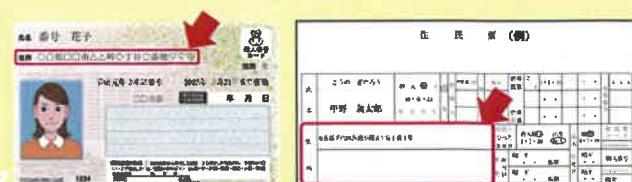
⚠ 「被扶養者異動届」も同様に「住所」欄には「住民票住所」を記載してください

⚠ 住民票住所の変更をしたときは、速やかに「住民票住所変更届」を提出してください
新規の届出書を公開しました。被保険者・被扶養者ともに届け出てください。

正確なデータ登録のため、「資格取得届」「被扶養者異動届」に記載された『漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民票上の住所、マイナンバー』が正しいことをマイナンバーカードや住民票と照合し、複数人で確認をしてください。

Q 住民票上の住所はココで確認を!

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。届出には必ず赤枠の住民票上の住所の記載をお願いします。
簡略・省略せずに正確に記入してください。



健保組合のオンライン資格システムへの迅速かつ正確なデータ登録により、加入者がより良い医療を受けられます。加入者情報の正確かつ早期の届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

健康保険 住民票住所変更届

令和5年12月改定

健康保険組合使用欄		
常務理事	事務長	係

記入日：令和 年 月 日

被保険者	記号		番号			
	氏名		生年月日	昭和 平成	年	月

住民票住所を変更した人	<input type="checkbox"/> 被保険者本人						
	<input type="checkbox"/> 被扶養者(家族) ⇒ 下欄を記入してください。						
	氏名 (家族)		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
	氏名 (家族)		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
	氏名 (家族)		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
	氏名 (家族)		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日

【新】住民票住所	転居日	令和 年 月 日	
	〒	都道府県	
	※住民票やマイナンバーカードの表記通りに正確に記入してください。 (例)「四丁目7番地」を「4丁目7番地」や「4-7」としない、「●●大字△△」を「●●△△」としない。		

事業所所在地	住民票住所に誤りがないことを確認しました。
事業所名称	〒
事業主氏名	
電話番号	

受付印